開成町告示第３号

開成町地域防災リーダー認定等に関する要綱を次のように定める。

平成３０年２月１６日

開成町長　府　川　裕　一

開成町地域防災リーダー認定等に関する要綱

（目的）

第１条　この告示は、開成町（以下、「町」という。）の防災活動を積極的に推進するため、地域の防災活動の指導役として、地域と町を結ぶ人材を養成する開成町地域防災リーダー（以下、「防災リーダー」という。）の認定にあたり必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第２条　防災リーダーは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）　地域の防災組織への指導及び助言

（２）　地域の防災活動に必要な知識、技術の習得

（３）　災害発生時における地域防災組織と連携した応急対策活動

（４）　その他、地域防災活動の推進に関すること。

（講座の実施）

第３条　防災リーダーを認定するため、開成町地域防災リーダー養成講座（以下「養成講座」という。）を実施するものとする。

２　養成講座の内容は、別に定めるものとする。

（受講要件）

第４条　養成講座を受講できる者は、１８歳以上の町内在住者で、防災リーダーの目的及び活動内容を充分に理解し、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

（１）　町が実施する開成町防災講座を受講し修了証を交付された者

（２）　市町村消防団に所属し副分団長以上の役職経験者

（３）　防災士の資格を有する者

（４）　消防職員として消防に関する業務に１０年以上従事した者

（５）　その他、前各号に規定する者と同等以上の知識と実績があると町長が認めた者

２　養成講座への参加を希望する者は、開成町地域防災リーダー養成講座受講申込書（第１号様式）を町長に提出するものとする。

（認定及び登録）
第５条　町長は、養成講座を受講し、効果測定に合格した者を防災リーダーとして認定し、開成町地域防災リーダー認定証（第２号様式）を交付する。
２　防災リーダーとして登録するため、開成町地域防災リーダー登録台帳（第３号様式）（以下、「登録台帳」という。）に必要事項を記載するものとする。
３　登録に際し、防災リーダーの識別を明確にするため、防災リーダーの証となる物品を支給するものとする。
（有効期限）
第６条　防災リーダーの資格有効期限は、認定を受けた日から３年を経過した日の年度の末日までとする。ただし、有効期限内に養成講座を再受講し、効果測定に合格した者については、当該合格日より更に３年を経過した年度の末日までを有効期限とし、それ以降も同様とする。
（自治会等への公表）
第７条　登録台帳に登録されている防災リーダーの登録内容は、第２条に規定する防災リーダーの活動を円滑にするため、防災リーダーが居住する自治会に対し、開成町地域防災リーダー登録者報告書（第４号様式）にて、必要に応じて提供するものとする。
２　防災リーダーの活動内容について、その役割と活動の重要性を、町広報、ホームページその他適当な方法により広く町民に公表し、周知するものとする。
（登録の抹消及び変更）
第８条　登録台帳に登録されている防災リーダーが、何らかの理由により活動が困難となった場合や防災リーダーの登録情報に変更が生じた場合は、開成町地域防災リーダー登録抹消変更届出書（第５号様式）により届出をするものとする。
（その他）
第９条　この告示に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この告示は、公表の日から施行する。